

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
<p>地域コミュニティ</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民並びに市内で働く者及び就学する者が、自治会や NPO、ボランティア団体など、地域で生活する人々の暮らしを豊かにしていくことを目的に、自主的に形成された地域コミュニティに、積極的に加入して関わることの必要性を明記しました。 ・多様な世代が属し、そして多様な価値を認め合いながら人と人との絆を育み、互いに助け合い、地域の課題や様々な活動に自発的に取り組むことは市民自治によるまちづくりの理念として大切なことです。 ・地域コミュニティを支える様々な団体同士が、それぞれの異なる立場や特性を理解しつつ連携し、共生、協力していくことの必要性を明記しています。 ・市が地域コミュニティの自主性、自立性を損なわないように配慮しつつ、これらが自立的に育むための支援をしていくことに努めることを明記しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や市民活動団体などの、個々の市民では解決できない地域の様々な課題を解決する活動をコミュニティ活動と位置づけています。また、コミュニティ活動は、市民等の自主・自立性が尊重されるべきであることを規定しています。 ・市内それぞれの地域におけるコミュニティ活動について規定しています。コミュニティ活動は、市民等が身近な地域における多様な課題などを自主・自立的な活動を通じて解決することにより、この条例の目的である自治の実現が図られるという観点から規定しています。参加、協働と同様に、コミュニティ活動についても、地方自治法等の規定はなく、市として新たに条例の中で位置づけています。 ・自治会、町内会等の地縁型の地域を基盤に形成されるものと、テーマ型活動団体、社会福祉法人、NPO 法人等の地域を越え共通の関心や課題から形成されるものがあり、そのどちらもコミュニティ活動を担う組織として位置づけています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動団体及び非営利活動団体に対する支援について定めています。 ・市民は、「市民が選ぶ市民活動支援制度」で地域活動団体及び非営利活動団体を支援することができます。この制度については、「一宮市民が選ぶ市民活動に対する支援に関する条例」に規定されています。 ・市は、地域活動団体及び非営利活動団体を支援する際、そのニーズをよく把握し、自主性や自立性を損ねないよう留意します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、NPO、ボランティア団体等が市内で活動していますが、その量、質、種類が十分であるとは言えません。また、その役割が市民に十分認識されていないのが実情です。 ・地域の実態に即した個性的な地域コミュニティの育成が共通認識されることが求められます。 ・自治会、NPO やボランティア団体などのグループ同士が連携することが期待されており、連携をコーディネートする組織が必要です。 ・市は、市民や地域コミュニティの活動に対して、活発に活動できるように、環境整備（活動場所の提供、広報支援）や活動経費の援助等の支援を行うことが必要です。 ・人材育成のための研修を実施することで、意欲のある人を発掘し、活動するための能力を向上させることができます。また、参加者同士でコミュニケーションがとれ、それぞれが所属する団体の活動内容を理解することができます。 	

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
地域コミュニティの位置づけ	市民並びに市内で働く者及び就学する者は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）が市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にこれに加入し、その活動に関わるように努めるものとします。（第 6 条第 1 項）	市民等は、市内のそれぞれの地域において住みよい地域社会を築くことを目的として、当該地域を基盤とする、又は当該目的のために活動する組織又は集団によるまちづくり活動（以下「コミュニティ活動」という。）を行うことができる。（第 15 条）	(地域活動団体…後述) (非営利活動団体…後述)	市民は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）が、市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にその活動に参加することにより、これを守り育てるように努めるものとします。（第 14 条第 1 項）
地域コミュニティ間の連携	地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとします。（第 6 条第 2 項）			地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ、連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとします。（第 14 条第 2 項）
地域コミュニティの育成・支援	市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めなければなりません。（第 6 条第 3 項）	市は、コミュニティ活動の役割及び自主性を尊重し、必要な支援を行うものとする。（第 16 条）	市民及び市は、地域活動団体及び非営利活動団体が活発に活動を行うために必要な支援を行います。（第 16 条）	市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めるものとします。（第 15 条第 1 項） 市は、市民や地域コミュニティに対して、市民自治によるまちづくりを進めるための学習及び相互交流などによる人材育成の機会を提供します。また、多様な市民が参加できる環境整備に努めるものとします。（第 15 条第 2 項）

提言書と他市条例の比較（市民自治の仕組み・協働）

H26.5.20 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
地域における まちづくり	【解説】		<p>・住民に身近な地域の課題については、すべて市で処理するのではなく、地域のことを最もよく知っている住民が自ら考え、対処できる仕組みを作ります。具体的には、地域住民による自主的な地域活動の運営及び地域における課題の解決を図る「地域づくり協議会」という仕組みが始まっています。</p>	<p>・各地域の特色を生かしたまちづくりを進めるためには、全市一律ではなく、地域ごとに課題を自ら設定でき、解決することができる仕組みが必要です。</p> <p>・地区単位は、小学校区程度とするが、決定については改めて協議するものとします。</p> <p>・地域まちづくり協議会は、運営ルールを明確にし、民主的な運営を行い、そして特に役員は民主的に選出しなければなりません。</p> <p>・市は、地域まちづくり協議会の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう、配慮しなければなりません。</p>

提言書と他市条例の比較（市民自治の仕組み・協働）

H26.5.20 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
地域における まちづくり			市は、地域の意思を反映させ、地域内の住民が自主的に身近な地域の課題の解決を図り、地域のことは地域内の住民が自ら考え、実行できるようにするため、連区(地域の合意による複数の町内会で形成された区域をいいます。)単位でまちづくりを進めるための施策を講じます。(第 17 条)	地域におけるまちづくりは、地域のことは地域内の住民が自ら考え、実行できるようにするため、地域単位で「地域まちづくり協議会」を設置し、まちづくりを進めます。(第 16 条第 1 項)
地域協議会 の構成				地域まちづくり協議会の構成員は、その地域に居住する個人またはその地域で活動する自治会、地区社協、長寿クラブ、NPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員などの団体とします。(第 16 条第 2 項)
地域協議会 の支援				市は、地域まちづくり協議会の設立と運営にあたって、適切に役割を分担し、地区担当の職員を配置するなどの支援を行います。(第 16 条第 3 項)

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)	
地域活動団体	【解説】			<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりにおける地域活動団体について定めています。地域活動団体は、地域内の住民の意思を反映する地域代表性を有し、地域に起こった問題全てに横断的に関わることができたり、向こう三軒両隣のつながりをつくることができたりといった、NPO や行政にはない特長があります。 ・地域活動団体をまちづくりの主体として位置付けることを定めています。 ・地域活動団体は、その地域の公共的課題の解決に努めることを定めています。課題の抽出に当たっては、小集団（地域事情によって異なりますが、例えば 20～30 世帯）での活動も有効と考えられます。 ・地域活動団体は、開かれた運営を行うこと等を定めています。運営があらゆる住民に開かれていることはもちろんですが、特に若い世代を巻き込み、次世代の担い手を育てることも大切です。 ・第 4 項は、地域内の住民が地域活動団体に参加することを定めています。地域内の住民の積 	

提言書と他市条例の比較（市民自治の仕組み・協働）

H26.5.20 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
			極的な関わりが地域活動団体の活性化につながります。	
地域活動団体の位置づけ			地域活動団体は、地域内の住民で構成される、まちづくりに欠くことのできない存在であり、これをまちづくりの主体として位置付けます。(第 14 条第 1 項)	
地域活動団体の役割			地域活動団体は、地域内の住民の意見の集約を図り、その地域における公共的課題の解決に努めるものとします。(第 14 条第 2 項)	
地域活動団体の運営			地域活動団体は、運営ルールを明確にするとともに、開かれた運営を行い、地域内の住民が参加しやすいように活動を行います。(第 14 条第 3 項)	
住民の責務			地域内の住民は、地域活動団体がまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに、その活動に積極的に参加し、協力するよう努めます。(第 14 条第 4 項)	

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)	
非営利活動団体	【解説】			<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりにおける非営利活動団体について定めています。非営利活動団体は、制度がなかったり、隙間となっていたりする地域の課題に対して、先駆的・専門的に取り組むことができるといった、地域活動団体や行政にはない特長があります。 ・非営利活動団体をまちづくりの主体として位置付けることを定めています。 ・非営利活動団体は、他の非営利活動団体や地域活動団体等と連携し、課題解決に努めることを定めています。 ・非営利活動団体は、年齢・性別・職業などに関係なく、多様な市民が参加しやすいように活動することを定めています。 ・市民は、まちづくりにおける重要な担い手として非営利活動団体の役割を認識し、尊重するとともに、積極的にその活動に参加し、行動することが求められます。 	

提言書と他市条例の比較（市民自治の仕組み・協働）

H26.5.20 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
非営利活動 団体の位置 づけ			非営利活動団体は、自主的に 公共的活動を行う、まちづくりに 欠くことのできない存在であり、こ れをまちづくりの主体として位置 付けます。(第 15 条第 1 項)	
地域活動団 体の役割			非営利活動団体は、自らの公 共的活動を行うとともに、他の非 営利団体等との連携を図りなが ら、課題の解決に努めるものとし ます。(第 15 条第 2 項)	
地域活動団 体の活動			非営利活動団体は、地域社会 の一員として、それぞれの活動が まちづくりに関与しているという意 識を持ち、市民が参加しやすい ように活動を行います。(第 15 条 第 2 項)	

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
<p>住民投票</p> <p>【解説】</p>	<p>・本条は、常設型の市民投票について規定しています。発議権は、第 3 条に規定する「市民」としています。地方分権に基づく、市民自治の充実・強化のため、市政の重要課題の対処に際し、市民の意向を把握し、その結果を尊重するための市民投票を規定しています。</p> <p>・流山市が直面する将来に係る重要課題について、市民から市民投票の実施要件を満たした市民投票の実施請求があったとき、実施しなければならないことを規定しています。</p> <p>・二元代表制で市民から選ばれた市長及び議会は、市民投票の結果について、その案件の賛否の割合も含めて、市民の意思であると市長及び議会は受け止め、これを尊重して当該重要課題に対処することを市民登用の基本原則として規定しています。</p> <p>・市民投票の請求及び実施については、条例で定めることを規定しています。ここでいう市民投票条例は、常設型を表しています。</p>	<p>・市民投票制度は、市民の意思を直接問う市民参加手法の一つとして、市長と議会による二元代表制を補完するものです。地方自治法等では、市民投票制度は明記されていませんが、この条例で市民投票を制度的に保障するものとして規定しました。</p> <p>・本条で規定する市民投票は、個別事案ごとに、その都度、投票の実施に係る必要事項を定める条例を議会の議決により制定し、実施するものです。事案ごとに、最も適切な対象や方法を選択できるよう投票者の範囲等必要な事項を定める非常設型の規定となります。</p> <p>・非常設型の規定としたのは、市民投票の実施について必要な事項（市民投票に付すべき事項、投票方法、投票資格、成立要件等）に関しては、課題が生じる都度、定めることができるためです。</p> <p>・「市政に関する重要な事項」とは、市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案で、市及び市民</p>	<p>・間接民主主義制度を補完し、住民が直接市政に参加する仕組みである住民投票制度について定めています。</p> <p>・市長は、市の将来を大きく左右するような姿勢に関する重要な事項について、広く住民の総意を把握するため、直接、住民の意思を問う住民投票を実施することができる旨を定めています。なお、住民投票は、住民の意思を直接市政に反映できる制度ですが、実施に当たっては、少数意見の取扱いなどに慎重さを要し、また、多額の費用もかかることから、例えば市町村合併など市の将来を左右し、住民一人一人の意思を確認する必要に迫られた場合の最終手段として行われるべきものです。</p> <p>・住民投票を実施する手続は、対象事案ごとにその都度、住民投票を実施する条例を制定し、その条例で対象事案、投票期日、投票資格者、投票の成立要件などを定めることを想定しています。</p> <p>・地方自治は、あくまで市長及び</p>	<p>・住民投票は、議会による間接民主主義を補完し、また住民の総意を把握するために有効です。</p> <p>・市長が市政の重要事項について住民全体の意見を聴くことは大切なことであり、住民はその意思を表す機会でもあります。</p> <p>・重要事項とは、下記の様な事項を指します。</p> <p>(1)財政基盤を揺るがすような事項。</p> <p>(2)市民全体の生活に重大な影響を及ぼすような事項。</p> <p>(3)住民の意見が二分されるような事項。</p> <p>・住民投票の結果を市長や議会が否定する場合も考えられます。住民投票の結果と市長や議会の判断（執行権、議決権）のどちらが優先されるかは議論の分かれるところですが、「住民の意思」という地方自治の本旨からすれば、住民投票の結果は最大限尊重されるべきです。</p> <p>・住民投票の投票権を有する者の資格（年齢、国籍等）をどう定義するか、住民投票の成立、不</p>

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
		<p>全体に直接の利害関係を有するものです。そのため、①市の権限に属さない事項、特定の市民又は地域にのみ関係する事項、②法令の規定に基づき住民投票を行うことのできる事項、③地方税、負担金、使用料及び手数料の負担増減を対象とした事項（直接請求制度での除外事項）、④市の組織、人事及び財務に関する事項についてなどは、対象とはなりません。他市で市民投票が行われた例として、原子力発電所の建設、産業廃棄物施設の設置、都市計画事業、市町村合併などがあります。</p>	<p>市議会議員双方を住民の代表とする間接民主制が原則であり、住民投票は、それを補完し、自治を充実させる制度として位置付けられます。住民投票の結果については、決して市長及び市議会の選択や決断を法的に拘束するものではありませんが、住民の総意として尊重されるべきものとしています。</p>	<p>成立をどう定義するか、重要事項とは何か、当事者の意見表明権等の制度の詳細については、市民の議論を経て、その都度条例で定める必要があります。</p> <p>・このほか、議会発議による住民投票や住民の直接請求による住民投票は、現行の法制度で実施されます。</p> <p>・「第6章 ひらかれた議会」の項目が実現すれば、住民投票の制度そのものが不要になるのではないかという意見もありました。f</p>

提言書と他市条例の比較（市民自治の仕組み・協働）

H26.5.20 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
住民投票	(市民投票) 市長は、流山市が直面する将来に係る重要課題について、市民から市民投票の実施の請求があったときは、これを実施しなければなりません。(第 17 条第 1 項)	(市民投票制度) 市は、市政に関する重要な事項について、市民、議会又は市長の発意に基づき、市民の意思を直接確認するため、市民による投票(以下「市民投票」という。)を実施することができる。(第 14 条第 1 項)	市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。(第 12 条第 1 項)	市長は市政に関する重要事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施するものとします。(第 17 条第 1 項)
結果の尊重	市長及び議会は、市民投票の結果を尊重して、当該課題に対処するものとします。(第 17 条第 2 項)	市は、市民投票が実施された場合は、その結果を尊重しなければならない。(第 14 条第 2 項)	議会及び市長は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重します。(第 12 条第 3 項)	市長及び議会は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重するものとします。(第 17 条第 2 項)
住民投票の 手続	市民投票の請求及び実施については、別に条例で定めます。(第 17 条第 3 項)		前項の条例には、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格、成立要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。(第 12 条第 2 項)	住民投票に付すべき事項、投票手続、投票資格、成立要件その他住民投票に関し必要な事項は別途条例で定めるものとします。(第 17 条第 3 項)

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
<p>協働</p> <p>【解説】</p>	<p>・本条例の目的である「市民自治」の一層の深化・発展を図るため、市民自治によるまちづくりの担い手である市民等、市及び議会相互が協働により、地域で抱える課題を解決し、豊かな地域社会の実現に向けていくことの必要性を規定しています。それぞれが互いの立場や特性を理解・尊重しつつ、役割などを十分に協議認識した上で、ともに知恵を出し合い、協力していくことが、協働によるまちづくりを進めていく上で重要です。</p> <p>・市と地域コミュニティ又は事業者との間で、協働によるまちづくり事業を進めるにあたり、必要に応じて、対等な立場を尊重し双方合意の上での「協定」を締結することができることを規定しています。なお、協定は組織同士で締結することを前提としているため、対象は市民自治によるまちづくりの担い手である地域コミュニティ及び事業者です。</p> <p>・市が協働によるまちづくりを実現していくための仕組みや制度を整えていくことを規定しています。ここ</p>	<p>・「自治の基本理念及びその実現」に基づき、市民等と執行機関が、地域社会の課題を解決するなど、共通の目的を実現するため、協働に取り組むことを規定しています。</p> <p>・協働は、市民等と執行機関とが、対等な立場で協議し合意の上、それぞれの役割及び責任のもとで、公共的なサービスの提供を協力して行うことをいいます。協働のとらえ方には、地域の多様な主体間による協働もありますが、この条例では、市民等の多様な主体と執行機関とが行う協働について規定しています。</p> <p>・協働を推進していくうえで、執行機関が果たす役割を規定しています。</p>	<p>・「協働」とは、市民・議会・執行機関が、暮らしやすい地域社会のための目的や解決すべき課題を共有して、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立ちながら、まちづくりに協力していくことをいいます。</p> <p>・まちづくりは、市民並びに議会及び執行機関の三者が協働をして推進することを定めています。</p> <p>・協働によるまちづくり推進のため、市は制度の整備に努めることを定めています。ここでいう制度の整備とは、条例などの整備のほか、組織変更など、体制の整備も含まれます。</p>	<p>・厳しい社会情勢や市民ニーズの多様化などを背景に、これまでの行政主導によるまちづくりでは、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進めていくことが難しくなっています。そこで、そこに暮らす人々が本当に望むまちをつくるためには、市民参加によるまちづくりがどうしても必要になっています。</p> <p>・行政の役割は、新たな公共サービスの担い手として、自治会やNPOなどの市民活動団体と協力して、ともに地域の課題を解決していく仕組みをつくることにあります。</p>

提言書と他市条例の比較（市民自治の仕組み・協働）

H26.5.20 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
	でいう「制度の整備」には、条例などの整備のほか、庁内などの体制の整備も含まれます。			
協働によるまちづくり	市民等、市及び議会は、地域課題を解決し、豊かな地域社会を実現するため、協働によるまちづくりを行うものとします。(第 15 条第 1 項)	市民等及び執行機関は、地域の様々な課題の解決に向けて協働をすることができる。(第 12 条第 1 項)	市民及び市は、協働によるまちづくりを推進していくものとします。(第 13 条第 1 項)	市民、市及び議会は、地域内の様々な公共的課題を解決していくため、それぞれの役割を認識し、互いを対等なものとして尊重しながら、協力してまちづくりに取り組むものとします。(第 18 条第 1 項)
協定／合意	市は、協働によるまちづくりの推進に当たっては、必要に応じて地域コミュニティ又は事業者との間に、互いの役割等を定めた協定を締結することができます。(第 15 条第 2 項)	市民等及び執行機関は、協働に当たり、対等の立場で十分に協議し、その必要な理由及び条件を明確にして合意を行うものとする。(第 12 条第 2 項)		
行政の役割	市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。(第 15 条第 3 項)	(協働の推進の基盤づくり) 執行機関は、協働を推進するため、活動の機会及び場所の提供、人材の育成、情報の収集及び提供その他の基盤づくりに努めるものとする。(第 13 条)	市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。(第 13 条第 2 項)	市は、市民活動団体や企業など多様な主体との協働についてのガイドラインを策定するなど、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行います。(第 18 条第 2 項)